

2 2 環 廃 産 第 3 2 6 号
平成 2 2 年 7 月 8 日

(社)東京建設業協会
(社)建築業協会
(社)日本土木工業協会
(社)住宅生産団体連合会
(社)東京産業廃棄物協会
建設廃棄物協同組合
東京廃棄物事業協同組合 殿

東京都環境局廃棄物対策部長

産業廃棄物の適正処理の徹底について

東京都の環境行政の推進につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 2 1 年 8 月、他の自治体において公共施設の解体跡地に敷き詰めた再生砕石に、市民団体などからの指摘によりアスベストが付着していた事実が判明しました。

都内の建設解体現場でも、解体後排出されるがれき類は、産業廃棄物処理施設での破碎処理後、建設リサイクル法に基づき再生砕石への活用が図られております。今回の事例では、原因の特定に至っておりませんが、解体、収集運搬、中間処理などの様々な過程において、がれき類の産業廃棄物にアスベスト類が混入しないように対処することが肝要です。

つきましては、石綿建材や石綿含有建材の取扱いにおいて、廃棄物処理法に基づく処理基準や関係法令を遵守することはもとより、従業員の健康管理、周辺環境の保全に配慮するとともに、廃棄物処理施設内の処理前、処理後の区分保管の状況、収集運搬・処分契約書、廃棄物データシート(WDS)の確認など、解体排出、収集運搬、処分などにおける管理体制の強化を講ずることにより、適正処理の徹底に万全を期すようお願い致します。

【問合せ先】東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課 03-5388-3589
多摩環境事務所廃棄物対策課 042-528-2693